

## 教育訓練助成金(専門)

いつもお世話になっております。  
 さて、事務所では、みんなで今月はこんな勉強をすること  
 いうことを報告し、月末にはできたかどうかの報告をしています。  
 (雇保の本を読む、税について勉強などさまざまです。)  
 そして、資格を取得する際に要した費用の一部は事務所が  
 出してくれます。

ハローワークでも同じように、教育訓練を受けたら、受講者に  
 その費用の一部を助成しますよ!! というのがあります。

支給対象者は

	一般	専門
要件	3年以上 (当面1年以上)	10年以上 (当面2年以上)
受給額	かかった経費の 20%	40% + 資格を取得し、修了日から 1年以内 就職 20%
上限	10万円	32万円(1年 あたり)
対象となる 訓練	大臣が指定	

専門の部分が  
拡大



資格を取得しようという方には、助かる  
 助成金ですよ。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。